

## 生活衛生関係営業アンケート調査結果（令和3年度）

### 1 アンケートの目的

青森県内における生衛業(生活衛生関係営業)の経営の健全化及び振興に資することを目的として、生衛業者の方を対象にアンケート調査を実施してきました。

一方、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において衛生水準の確保・向上を目的として、平成26年度から11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、厚生労働省及び(株)日本政策金融公庫の後援を受け、生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取り組みを重点的に展開しています。

以上を踏まえ、令和3年度のアンケート調査は、これまでと同様に、青森県から委嘱を受けている特相員(生活衛生営業経営特別相談員)の方のご協力を得て、組合活動推進月間の活動を兼ねて実施することとし、アンケート調査票には関係する解説等を加えることにより、生衛組合加入者の方には生衛法に基づく融資制度等についてより理解が深まるように、生衛組合に加入されていない方には組合に加入しようとする意欲を高めることにつながるように、工夫しました。

### 2 調査方法

#### 2-1 調査期間

令和3年9月27日(月)～令和3年12月15日(水)

#### 2-2 実施方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「令和3年度指導センター連絡会議」の開催ができなかったため、直接、特相員にアンケート調査関係資料を送付し、次のとおりお願いし実施しました。

##### ア 調査(訪問)店舗の選定

- (1)10店舗を目標として調査先店舗を選定してください。
- (2)可能な限り生衛組合に加入していない店舗の選定をお願いします。
- (3)調査先店舗の業種は問いません。(調査する方の業種と異なっても構いません。)

##### イ 調査方法

- (1)マスクを着用し、配付したストラップ付名札を首から下げる。
- (2)調査先に「アンケート調査へのご協力をお願いします」をお渡しし、了解を得る。
- (3)調査先に「生衛業アンケート調査(令和3年度)」をお渡しし、聞き取り調査を行う。
- (4)聞き取った内容を「令和3年度「生衛業アンケート調査」(調査結果送付用)【A3の大きさの用紙】」に記入する。
- (5)「令和3年度「生衛業アンケート調査」(調査結果送付用)【A3の大きさの用紙】」の1枚のみを返送用封筒に入れ指導センターに送付する。(FAXでも可)
- (6)送付期限:令和3年12月20日(金)

#### 2-3 アンケートの内容

次の事項について調査することとし、質問のほかに適宜解説を挿入しました。

- 問1 営んでいるお店の業種  
問2 性別  
問3 年齢

問4 あなたは生活衛生同業組合の組合員ですか。 ①はい ②いいえ

問5 日本政策金融公庫には生衛業者を対象とした貸付制度があることをご存知ですか。

①はい ②いいえ

問6 組合の経営指導を受けている小規模事業者を対象とした生活衛生改善貸付(衛経)をご存知ですか。

①はい ②いいえ

問7 衛経は、無担保・無保証人の融資で、貸付限度額が2,000万円であることをご存知ですか。

①はい ②いいえ

## 2-4 配付資料

—— アンケート調査へのご協力をお願いします —— (7頁～8頁 参照)

—— 生衛業アンケート調査(令和3年度) —— (9頁 参照)

「令和3年度「生衛業アンケート調査」(調査結果送付用)【A3の大きさの用紙】」 (10頁 参照)

## 3 調査結果

### 3-1 調査員及び回答数等の状況

○調査に協力をいただいた方:36人

理容15人、美容2人、クリーニング7人、旅館ホテル2人、浴場2人、食肉1人、料理6人、社交1人

○アンケート調査数:273店舗

○回答数:247店舗(回答率90%)【うち、組合加入店舗96(39%)、非加入店舗151(61%)】

#### 3-1-1 問1 営んでいるお店の業種

① 回答数・全体

回答数・全体では、理容63店舗、美容39店舗、クリーニング32店舗、旅館ホテル11店舗、浴場5店舗、すし7店舗、食肉13店舗、料理48店舗、社交29店舗で総数247店舗でした。

#### 3-1-2 問2 性別

① 回答者・全体

回答者・全体では、男144人(58%)、女103人(42%)であり、男性回答者が少し多い状況でした。

#### 3-1-3 問3 年齢

① 回答者・全体

回答者・全体では、40歳未満16人(7%)、40歳～59歳97人(39%)、60歳以上134人(54%)であり、60歳以上が過半数を占めました。

② 回答者・男女別

回答者・男では、40歳未満8人(6%)、40歳～59歳61人(42%)、60歳以上75人(52%)、回答者・女では、40歳未満8人(8%)、40歳～59歳36人(35%)、60歳以上59人(57%)でした。

#### 3-1-4 問4 あなたは生活衛生同業組合の組合員ですか。

① 回答者・全体

回答者・全体では、「はい」96人(39%)、「いいえ」151人(61%)であり、非組合員(生衛組合に加入されていない方)が半数を上回りました。

今回の調査では生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取り組みを重点的に展開する組合活動推進月間の活動をも兼ねて実施することとし、調査をお願いした特相員の方には可能な限り生衛組合に加入していない店舗の選定をお願いしました。生衛組合に加入されていない方には組合

に加入しようとする意欲を高めることにつながるようにアンケート調査票等を工夫しています。このアンケート調査票等を151人の非組合員の方にお渡ししてきたことだけでも、それだけで成果があったと思います。調査員の方のご尽力に感謝いたします。

② 回答者・男女別

回答者・男では、「はい」58人(40%)、「いいえ」85人(60%)、回答者・女では、「はい」38人(37%)、「いいえ」65人(63%)であり、男女とも同様に半数を上回る方が非組合員の回答者であり、また男女とも組合員と非組合員の比率はほぼ同じでした。

③ 回答者・年齢別

40歳未満では、「はい」7人(44%)、「いいえ」9人(56%)、40歳～59歳では、「はい」34人(35%)、「いいえ」63人(65%)、60歳以上では、「はい」55人(41%)、「いいえ」79人(59%)であり、いずれの年齢別でも非組合員の割合が高い状況でした。

今回の調査では可能な限り生衛組合に加入していない店舗を対象に調査をお願いしたことから、調査員の方は、このことを念頭に調査店舗を選定したことがうかがわれます。

3-1-5 問5 日本政策金融公庫には生衛業者を対象とした貸付制度があることをご存知ですか。

① 回答者・全体

回答者・全体では、「はい」162人(66%)、「いいえ」85人(34%)であり、3分の1の方が生衛業者を対象とした貸付制度のことを知りませんでした。

② 回答者・男女別

回答者・男では、「はい」101人(70%)、「いいえ」43人(30%)、回答者・女では、「はい」61人(59%)、「いいえ」42人(41%)であり、男性では3割、女性では4割の方が、生衛業者を対象とした貸付制度のことを知りませんでした。

③ 回答者・年齢別

回答者・40歳未満では、「はい」11人(69%)、「いいえ」5人(31%)、40歳～59歳では、「はい」65人(67%)、「いいえ」32人(33%)、60歳以上では、「はい」86人(64%)、「いいえ」48人(36%)であり、いずれの年齢別でも同様の傾向がみられ、約3分の1の方が生衛業者を対象とした貸付制度のことを知りませんでした。

④ 回答者・組合員非組合員別

回答者・組合員では、「はい」91人(95%)、「いいえ」5人(5%)、回答者・非組合員では、「はい」71人(47%)、「いいえ」80人(53%)であり、組合員では9割以上の方が、生衛業者を対象とした貸付制度のことを知っていましたが、非組合員では半数以上の方が生衛業者を対象とした貸付制度のことを知りませんでした。

3-1-6 問6 組合の経営指導を受けている小規模事業者を対象とした生活衛生改善貸付（衛経）をご存知ですか。

① 回答者・全体

回答者・全体では、「はい」122人(49%)、「いいえ」125(51%)であり、半数の方が衛経を知りませんでした。

② 回答者・男女別

回答者・男では、「はい」82人(57%)、「いいえ」62人(43%)、回答者・女では、「はい」40人(39%)、「いいえ」63人(61%)であり、男性よりも女性の方が、衛経を知らない比率が高い状況でした。

③ 回答者・年齢別

回答者・40歳未満では、「はい」5人(31%)、「いいえ」11人(69%)、40歳～59歳では、「はい」48人(49%)、「いいえ」49人(51%)、60歳以上では、「はい」69人(51%)、「いいえ」65人(49%)であり、若い方ほど特に40歳未満では7割の方が、衛経を知りませんでした。

④ 回答者・組合員非組員別

回答者・組合員では、「はい」74人(77%)、「いいえ」22人(23%)、回答者・非組合員では、「はい」48人(32%)、「いいえ」103人(68%)であり、組合員では約8割の方が、衛経を知っていたのに対し、逆に非組合員では約7割の方が知りませんでした。

3-1-7 問7 衛経は、無担保・無保証人の融資で、貸付限度額が2,000万円であることをご存知ですか。

① 回答者・全体

回答者・全体では、「はい」92人(37%)、「いいえ」155人(63%)であり、約6割の方が、衛経は無担保・無保証人の融資で、貸付限度額が2,000万円であることを知りませんでした。

② 回答者・男女別

回答者・男では、「はい」63人(44%)、「いいえ」81人(56%)、回答者・女では、「はい」29人(28%)、「いいえ」74人(72%)であり、男性よりも女性の方が、衛経は無担保・無保証人の融資で、貸付限度額が2,000万円であることを知らない比率が高い状況でした。

③ 回答者・年齢別

回答者・40歳未満では、「はい」4人(25%)、「いいえ」12人(75%)、40歳～59歳では、「はい」35人(36%)、「いいえ」62人(64%)、60歳以上では、「はい」53人(40%)、「いいえ」81人(60%)であり、年齢が高い方ほどよく知っていましたが、60歳以上でも4割の方しか知りませんでした。

④ 回答者・組合員非組員別

回答者・組合員では、「はい」56人(58%)、「いいえ」40人(42%)、回答者・非組合員では、「はい」36人(24%)、「いいえ」115人(76%)であり、組合員では約6割の方が知っていましたが、非組合員では8割近くの方が知りませんでした。

4 調査において気づいたことや意見など

【公庫】

1 銀行・信金と違って普段から顔合わせがないので、SNS 等での情報提供(できれば個別で)も要望されました。

【融資】

2 公庫融資とともにコロナでそれなりの影響があり、借入では返済のことを考えざるを得ないとの話が大半でした。

3 コロナ対策の中で今年の12月までの融資の際、前年、前々年の売上より、今年の借入前月の売上が5%減の場合の特別利息があることを説明しました。

4 既組合員、非組合員にかかわらず、金融公庫の貸付制度は広く知られているようです。細かい内容については若干の差がありました。

5 生衛業の貸付制度もアピールもしました。

6 組合の貸付があることは、認知されているようですが、実際は敷居が高いと感じられました。

- 7 生衛組合員の方は貸付制度を知っているが、組合員以外、特に社交飲食の方は融資制度を知らない方が多い。
- 8 全体的に金融公庫の存在は高いものがありますが、貸付制度に関しての認知度は、正直高くはないです。
- 9 衛経に関しては、訪問した施設全て知りませんでした。
- 10 料理店、飲食店は組合員でなくても以前加入の案内した時に、参考資料を渡している所もあり、問7の制度は口頭でもお知らせしています。
- 11 融資の制度をわからない人が多く、借入をことわられている人もいた。
- 12 組合員からは、制度は周知しているがコロナの収束が見えない限りは返済が不安で利用できないという声がありました。
- 13 非組合員の方は、100%で周知していませんでした。

#### 【経営】

- 14 少額から借りられても、年齢を考えると設備投資できない。
- 15 コロナの影響で売上は減少していると感じました。
- 16 大なり小なりコロナウイルスの影響は、売上の減少につながっていることがわかりました。
- 17 全体に売上の減少があるので、借入しても返済ができないので、経費の削減に努めている。
- 18 多くの業者はコロナ禍で売上減少の話題が多く、これから先、前回のような景気が戻ってくるだろうか心配だ。
- 19 店舗も改善し近代的に見映えしたいと考えていたが、息子も上の方へ出ていったし、今は現状維持しかないという声が多かった。
- 20 どの店もコロナ禍で来店客が減っている。
- 21 皆さんコロナの影響で苦慮しております。
- 22 今回、旅館ホテルは収容人数等、規模が大きい施設ほど、コロナ禍で苦しんでいる状況です。

#### 【調査】

- 23 現在は社会の流れが新型コロナ感染症のために面談ができないので、よく知っている店舗について記入しました。
- 24 青森支部では毎月発行の会報で公庫融資の内容及び特相員の氏名をお知らせしているため、調査には好意を持って対応していただきました。
- 25 旧市内の住宅地で営業している私にとって、毎年のアンケート調査は対象店を決めるのが大変です。
- 26 なかなか素直に受け入れてもらえず大変だ。どうしても組合員に行くのが多くなった。
- 27 1件、訪問した店では、既に他業種からのアンケート依頼があったということで調査結果には書きませんでした。

#### 【全般】

- 28 青森県中小企業者等事業継続支援金の書類提出についての相談が多数ありました。
- 29 アンケートを実施したことによって垣根がなくなったように思います。
- 30 私の組合は全国的に利用する方が少ないので、このアンケートを機に周知できたと思います。
- 31 コロナによる協力金や給付金等、各種支援策があるが、手続きが非常に難しい。(特に雇用調整)
- 32 国、県、市による支援策が社交業に関しては全く示されていない。(援助金のみ)
- 33 各種施策があるが、各省庁に及んでおり解りにくい。

34 総じて訪問した施設の共通した要望を集約すると、その都度の最新の情報や金融貸付制度を知らせてほしいとのことでした。

## 5 まとめ

青森県内における生衛業(生活衛生関係営業)の経営の健全化及び振興に資することを目的として、生衛業者の方を対象にアンケート調査を実施してきています。

令和3年度のアンケート調査は、これまでと同様に、組合活動推進月間の活動を兼ねて実施することとし、アンケート調査票には関係する解説等を加えることにより、生衛組合加入者の方には生衛法に基づく融資制度等についてより理解が深まるように、生衛組合に加入されていない非組合員の方には組合に加入しようとする意欲を高めることにつながるよう工夫しました。また、平成30年度の調査結果において、日本政策金融公庫については、組合員はほぼ全員、また、非組合員でもほぼ8割の方が知っていたことを踏まえ、今回の調査では、生衛業者に関連した公庫貸付制度の衛経についての認知度を調べるため、衛経に関する項目を選定しました。

調査は特相員36人の方に調査をお願いし実施しました。

調査結果は概ね次のとおりです。

- (1) 日本政策金融公庫の生衛業者を対象とした貸付制度については、組合員では9割以上の方が知っていましたが、非組合員では半数以上の方が知りませんでした。
- (2) 組合の経営指導を受けている小規模事業者を対象とした生活衛生改善貸付(衛経)については、組合員では約8割の方が衛経を知っていたのに対し、非組合員では約7割の方が知りませんでした。
- (3) 衛経は、無担保・無保証人の融資で、貸付限度額が 2,000 万円であることについては、組合員では約6割の方が知っていたのに対し、非組合員では8割近くの方が知りませんでした。

今回の調査にご回答いただいた方は247店舗でした。そのうち非組合員は151店舗(61%)であり、半数を上回り、アンケート調査票等をこれら多くの非組合員の方にお渡しできたこと、また、日本政策金融公庫の貸付制度のことを知らなかった方に、今回のアンケート調査によって、少しでも知っていただく機会をつくれたことは大きな成果であったと思います。調査員の方のご尽力に感謝いたします。

本調査については特相員の業務である生衛業者に対する融資等の相談・指導の一環として、特相員の方々にアンケートを通じた巡回指導をお願いしています。

今回の調査結果及び調査において気づいたことや意見などを今後の活動に活かしてまいりたいと思います。また、生衛組合、公庫、行政当局など関係機関に情報提供することとします。

—アンケート調査へのご協力をお願い  
いたします— (両面のおもて面)

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター  
(電話 017-722-7002)

## — アンケート調査へのご協力をお願いします —

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センターでは、厚生労働省が所管する法律「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で規定する生活衛生関係営業（理容室、美容室、クリーニング店、旅館・ホテル、公衆浴場、映画館、すし店、食肉販売店、料理店、社交業など）の振興を図るため、毎年、アンケート調査を行っています。

アンケート調査は、青森県から委嘱を受けている「生活衛生営業経営特別相談員」の方などをお願いして実施しています。

調査員が聞き取りで行います。時間は3分程度です。ご協力をよろしく申し上げます。

(調査員)

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

### 【中小企業庁のホームページから抜粋】

#### 「生活衛生営業経営特別相談員」

生活衛生営業経営特別相談員（以下「経営特別相談員」という）は、業界の自主的努力を一層効果的にするため営業者に対し経営に関する相談・指導を行うとともに、経営指導員に対して、その業務に関する助言を行う高度の知識を有する者として昭和48年度に創設されたものです。

この経営特別相談員は、各都道府県知事の委嘱を受けてその業務を遂行しており、特に株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」の申込みに対する審査及び当該融資を受ける生衛業者に対する相談・指導を行っています。

なお、都道府県指導センターの充実強化を図るため、経営特別相談員を活用した巡回指導事業を実施しています。

#### 「生活衛生関係営業者に対する融資」

株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）では、生衛業の衛生水準の向上、経営の近代化・合理化を促進するため、生衛業者に対し融資を行っておりますが、さらに生衛業の中でも特に小規模な生衛業者を対象とした「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」があり、その資金枠は平成22年度で、70億円となっています。

(裏面もご覧ください)

—アンケート調査へのご協力をお願いいたします— (両面のうら面)

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター  
(電話 017-722-7002)



## 一般貸付・振興事業貸付

○一般貸付は生活衛生関係の事業を営む方、振興事業貸付は振興計画の認定を厚生労働大臣から受けている生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。

業種	一般貸付	振興事業貸付	
	設備資金	ご融資額	
		設備資金	運転資金
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業(一般貸付に限る)	7,200万円以内	1億5,000万円以内	全業種 5,700万円以内
一般公衆浴場業	3億円以内 (2施設以上で4億8,000万円以内)	1億5,000万円以内 (一般貸付と別枠)	
旅館業	4億円以内	7億2,000万円以内	
興行場営業 サウナ営業(一般貸付に限る)	2億円以内	7億2,000万円以内	
クリーニング業	1億2,000万円以内	3億円以内	
全業種	ご返済期間(うち据置期間)		
	13年以内(1年以内) 一般公衆浴場業は30年以内	20年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)

- (注) 1 一般貸付には、都道府県知事(生活衛生営業指導センター)の「推せん書」が必要です(申込金額が500万円以下の場合には不要です)。  
2 振興事業貸付には、生活衛生同業組合の長(生活衛生同業組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。  
3 ご返済期間はお使いみちによって異なります。  
4 クリーニング業(洗たくを実施)からクリーニング取次店に業種転換された方のうち、一定の要件に該当する方もご融資の対象となります。(ただし、ご融資額は設備資金・運転資金とも4,800万円以内)  
5 振興事業貸付を特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

## 生活衛生改善貸付(無担保・無保証人のご融資)

○小規模事業者で生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方にご利用いただけます。

お使いみち	ご融資額	ご返済期間(うち据置期間)
設備資金	2,000万円以内	10年以内(2年以内)
運転資金		7年以内(1年以内)

(注) 小規模事業者(従業員数5名以下(旅館業および興行場営業は20名以下))であって、一定の要件を満たした上で生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

令和3年9月1日現在  
利率 1.21%

### 【日本政策金融公庫のホームページから抜粋(加筆)】

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の機能(国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業)を担うことにより、国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

(裏面もご覧ください)

(調査員の方へ) この調査用紙は聞き取り調査のために調査する方にお渡しするものです。回収する必要はありません。調査結果は別の用紙にご記入ください。

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター  
(電話 017-722-7002)

## —— 生衛業アンケート調査（令和3年度） ——

生活衛生関係営業（理容店、美容店、クリーニング店、旅館・ホテル、公衆浴場、映画館、すし店、食肉販売店、料理店、社交業など）の振興を図るため、毎年、アンケート調査を行っています。

この調査を担当している「生活衛生営業経営特別相談員」などの調査員が聞き取りで行います。時間は3分程度です。ご協力をよろしくお願いいたします。

### 問1 営んでいるお店の業種

- ①理容室 ②美容室 ③クリーニング店 ④旅館・ホテル ⑤公衆浴場  
⑥映画館 ⑦すし店 ⑧食肉販売店 ⑨料理店など ⑩社交飲食など

### 問2 性別 ①男性 ②女性

### 問3 年齢 ①40歳未満 ②40歳～59歳 ③60歳以上

### 問4 あなたは生活衛生同業組合の組合員ですか。 ①はい ②いいえ

### 問5 日本政策金融公庫には生衛業者を対象とした貸付制度があることをご存知ですか。 ①はい ②いいえ

### 問6 組合の経営指導を受けている小規模事業者を対象とした生活衛生改善貸付（衛経）をご存知ですか。 ①はい ②いいえ

### 問7 衛経は、無担保・無保証人の融資で、貸付限度額が2,000万円であることをご存知ですか。 ①はい ②いいえ

○日本政策金融公庫には小規模な生衛業者を対象とした貸付制度があります。

「—アンケート調査へのご協力をお願いします—」の裏面をご覧ください。

○運転資金や設備更新費用の借入れをご検討されている方は、このアンケート調査を担当している「生活衛生営業経営特別相談員」にお気軽にご相談ください。日本政策金融公庫にあなた様をご紹介します。

○(株)日本政策金融公庫(100%政府出資の政策金融機関)

青森支店 青森市長島1-5-1(AQUA 青森長島ビル) TEL 017-723-2331

弘前支店 弘前市大字上鞆師町18-1(弘前商工会議所会館) TEL0172-36-6303

八戸支店 八戸市大字馬場町1-2 TEL 0178-22-6274

(調査員)

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

**A3判をA4判程度に縮小したもの**

【送付期限：令和3年12月20日（月）】

（記載日：令和3年 月 日）

FAXの場合 ⇒ 017-722-7025 青森県生活衛生営業指導センター 工藤 行（電話017-722-7002）

この用紙のみを返送用封筒に入れ「送付」又は「FAX」してください アンケート用の「一 生衛業アンケート調査（令和3年度）一」用紙は送付不要です

この用紙は「A3」の大きさです

**令和3年度「生衛業アンケート調査」（調査結果送付用）**

所属組合 【 理容、美容業、クリーニング、旅館ホテル、公衆浴場業、興行、すし業、食肉、料理飲食業、社交飲食業 】

氏名は必ずご記入ください

調査員の方が所属する組合名を○で囲んでください

調査員氏名 \_\_\_\_\_

アンケートを断られた店舗を含めた店舗数をご記入ください

調査日 令和 年 月 日 訪問店舗数

- ◎10店舗を目標とし、可能な限り生衛組合に加入していない店舗の選定をお願いします。
- ◎アンケート調査を行う店舗は「所属する生衛組合」の業種と異なっていてもかまいません。たとえば「理容組合」の特相員の方が「美容室」や「飲食店」を調査対象としても差し支えありません。
- ◎「一 生衛業アンケート調査（令和3年度）一」の用紙を調査する方にお渡ししたうえで聞き取り調査を行い、その内容を下の表にご記入ください。

**【調査結果】**

問1は「①から⑩」の数字をご記入ください アンケートを断られた場合は数字ではなく「×」を記入

区 分	店舗 No. 1	店舗 No. 2	店舗 No. 3	店舗 No. 4	店舗 No. 5
問1（調査先の業種は）					
（①理容室 ②美容室 ③クリーニング店 ④旅館・ホテル ⑤公衆浴場 ⑥映画館 ⑦すし店 ⑧食肉販売店 ⑨料理店など ⑩社交飲食など）					
問2（性別は）	①男 ②女				
問3（年齢は）	①-39 ②40-59 ③60-	①-39 ②40-59 ③60-	①-39 ②40-59 ③60-	①-39 ②40-59 ③60-	①-39 ②40-59 ③60-
問4（組合員ですか）	①はい ②いいえ				
問5（生衛業者対象の貸付制度）	①はい ②いいえ				
問6（小規模事業者対象の衛経）	①はい ②いいえ				
問7（衛経は無担保・無保証人）	①はい ②いいえ				

【◎問1は「①から⑩」の数字か「×」を記入し、「×」の場合は問2以降の記載は不要 ◎問2から問7は該当する番号を「○」で囲む】

区 分	店舗 No. 6	店舗 No. 7	店舗 No. 8	店舗 No. 9	店舗 No. 10
問1（調査先の業種は）					
（①理容室 ②美容室 ③クリーニング店 ④旅館・ホテル ⑤公衆浴場 ⑥映画館 ⑦すし店 ⑧食肉販売店 ⑨料理店など ⑩社交飲食など）					
問2（性別は）	①男 ②女				
問3（年齢は）	①-39 ②40-59 ③60-	①-39 ②40-59 ③60-	①-39 ②40-59 ③60-	①-39 ②40-59 ③60-	①-39 ②40-59 ③60-
問4（組合員ですか）	①はい ②いいえ				
問5（生衛業者対象の貸付制度）	①はい ②いいえ				
問6（小規模事業者対象の衛経）	①はい ②いいえ				
問7（衛経は無担保・無保証人）	①はい ②いいえ				

相談を受けたことや気づいたことなどを簡単にご記入ください。

---



---



---



---



---



---